

国海査第 245 号の 2
令和 4 年 1 月 27 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省 海事局 検査測度課長
小磯 康

型式承認を受けた「硫黄酸化物放出低減装置に備える連続確認装置」及び「硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置」の船舶検査における基準適合性確認の取扱いについて(通知)(令和元年 12 月 23 日付け国海査第 313 号の 2)の一部改正について

別紙のとおり標記通達を改正することとしましたのでご連絡致します。

また、排ガス監視装置及び排水監視装置に係る基準適合性確認の暫定的な取扱いを定めた、「「硫黄酸化物放出低減装置に備える連続確認装置〔排ガス監視装置〕」及び「硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置〔排水監視装置〕」に係る基準適合性確認の取扱いについて」(平成 31 年 1 月 15 日付け国海査第 377 号の 3)の適用の対象は、ご連絡していた予定とおり、船舶に搭載するものとして令和 4 年 1 月 1 日前に売買契約が結ばれた物件となっておりますのでご留意ください。

○型式承認を受けた「硫黄酸化物放出低減装置に備える連続確認装置」及び「硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置」の船舶検査における基準適合性確認の取扱いについて(通知) 令和元年12月23日付け国海査第313号の2 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行	備 考
<p>型式承認を受けた「硫黄酸化物放出低減装置に備える連続確認装置」及び「硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置」の船舶検査における基準適合性確認の取扱いについて(通知)</p> <p>硫黄酸化物放出低減装置(以下「EGC装置」という。)に備える連続確認装置(以下「排ガス監視装置」という。)及び硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置(以下「排水監視装置」という。)は、<u>排ガス監視装置及び排水監視装置を備えたEGC装置全体で基準適合性を確認することができることから、型式承認を受けた製造者が製造した排ガス監視装置及び排水監視装置が登録検定機関による検定に合格していない場合には、EGC装置の船内据付検査及び据付け後の効力試験に合わせて、EGC装置全体として海洋汚染等防止法検査の方法 附属書〔7〕硫黄酸化物放出低減装置の検査要領に従い検査を実施することと致します。</u></p> <p>なお、<u>型式承認された排ガス監視装置及び排水監視装置を備えたEGC装置を船舶に搭載する場合の当該物件に係る船舶検査は、型式承認時の確認内容を活用することができるため、排ガス監視装置及び排水監視装置に関する範囲にあっては、外観検査、船内据付検査及び据付け後の効力試験にとどめて差し支えないものとします</u>のでご連絡いたします。</p>	<p>型式承認を受けた「硫黄酸化物放出低減装置に備える連続確認装置」及び「硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置」の船舶検査における基準適合性確認の取扱いについて(通知)</p> <p>硫黄酸化物放出低減装置(以下「EGC装置」という。)に備える連続確認装置(以下「排ガス監視装置」という。)及び硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置(以下「排水監視装置」という。)は、<u>型式承認対象物件であることから、型式承認取得後は検定を受けることにより搭載後の船舶検査において検査省略の効果が生じるものですが、実際には、船舶検査では、排ガス監視装置及び排水監視装置単体ではなく、これら監視装置を備えたEGC装置全体で基準適合性を確認することが可能かつ適切と考えられることから、型式承認取得後に行う検定をあらかじめ実施する必要性が乏しいと考えられます。</u></p> <p>このため、<u>型式承認された排ガス監視装置及び排水監視装置を船舶に搭載する場合の当該物件に係る船舶検査は、外観検査、船内据付検査及び据付け後の効力試験にとどめて差し支えないものとします</u>のでご連絡いたします。</p>	<p>具体的方法の明記</p>